

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷三丁目3番5号
ターボリナックス株式会社
代表取締役社長 矢野 広一

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年3月26日（月曜日）午後6時までにご到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年3月27日（火曜日）午後2時
 2. 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目12番15号
日本薬学会 長井記念館 長井記念ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項
 1. 第13期（平成18年1月1日から平成18年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
 2. 第13期（平成18年1月1日から平成18年12月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

◎代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名が代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.turbolinux.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成18年1月1日から
平成18年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

期初に発生いたしました当社の親会社に関するいわゆるライブドア事件により、当社の営業活動は大きな制約を受けることとなりました。卸売業者を通じたパッケージ製品の販売については制約を受けることはなかったものの、販売代理店を通じた営業活動や提携企業との新規案件については失注や開始時期延期要請等があり、非常に厳しい状況にありました。当社のビジネスパートナーは、ベンダーについてもシステムインテグレーターについても大手企業が多く、取引に当たっては風評やリスク、信用状況が重要視されております。当社としては粘り強く疑念の払拭に努めてまいりましたが、事件直後は根拠の無い風聞等を含め様々な情報が交錯し、極端なケースでは当社の存続可能性にまで疑念を抱かれることもありました。

一方で当社は、平成18年4月に株式取得によりゼンド・ジャパン株式会社を、平成18年8月には株式交換によりレーザーファイブ株式会社を子会社化したことにより、収益面で寄与することとなりました。

以上により、当事業年度における売上高は920,078千円となりました。

売上高のうち、粗利益率の高いパッケージ製品の販売の占める比率が大きかったことから、売上原価につきましては原価率43.0%の水準に留まることとなり、差引売上総利益は524,140千円となりました。

販売費及び一般管理費として研究開発費71,992千円を計上しております。これは主として平成19年12月期からの出荷を予定しております新製品に関する費用であります。これにより販売費及び一般管理費は681,524千円となり、営業損失は157,383千円となりました。

営業外収益としてTurbolinux China Co.,Ltd.に関する持分法投資利益5,731千円があったものの、一方で営業外費用としてたな卸資産評価損6,831千円を計上したこと等を主要因として、経常損失は154,330千円となりました。

製品ラインナップについて見直しを図りました結果、特別損失として臨時たな卸資産評価損18,359千円、長期前払ロイヤリティ臨時償却8,094千円及びソフトウェア臨時償却17,308千円を計上いたしましたことを主要因として、税金等調整前当期純損失は217,785千円となりました。

これに、税金及び少数株主損失が加わり、当期純損失は209,454千円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は28,573千円で、その主なものは、業務上の利便性を目的として六本木オフィス（東京都港区）を廃し、旧来の渋谷本社（東京都渋谷区）を増床の上、統合いたしましたことであります。

③ 資金調達の状況

自己資金及び銀行借入金により賄いました。

④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得の状況

平成18年4月25日付でゼンド・ジャパン株式会社の株式の90%を取得いたしました。

平成18年8月1日を効力発生日とする株式交換により、レーザーファイブ株式会社の全株式を取得いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第10期 (平成15年12月期)	第11期 (平成16年12月期)	第12期 (平成17年12月期)	第13期 (当連結会計年度) (平成18年12月期)
売 上 高 (千円)	579,209	664,384	1,225,924	920,078
当 期 純 利 益 (千円)	△101,718	51,248	175,310	△209,454
1株当たり当期純利益 (円)	△254.3	750.28	2,192.5	△2,354.11
総 資 産 (千円)	536,088	474,851	1,813,464	1,605,623
純 資 産 (千円)	47,648	285,373	1,380,683	1,454,392
1株当たり純資産額 (円)	119.12	3,706.15	15,869.92	15,439.72

- (注) 1. 第13期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 第10期につきましては、新製品のリリース不足等により当期純損失は101,718千円となりました。
3. 第11期につきましては、粗利益率の高いTurbolinux Appliance Server 1.0の販売が好調に推移し、当期純利益は51,248千円となりました。
4. 第12期につきましては、独自OSを組み込んだオリジナルパソコンの販売が好調であったこと等により当期純利益は175,310千円となりました。
5. 第13期(当期)につきましては、「(1) 当事業年度の事業の状況」に記載の通りであります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当会社の親会社は株式会社ライブドアで、同社は当社の株式57,700株（議決権比率62.36%）を保有いたしております。

当社と親会社との間には重要な取引関係は存していません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ゼンド・ジャパン株式会社	95百万円	90.0%	Zendプロダクト及びサポートの販売とPHPソリューションの提供
レーザーファイブ株式会社	45百万円	100.0%	組込みLinuxの開発、ネットセキュリティ事業
Turbolinux India Private Ltd.	27百万 インドルピー	55.0%	LinuxOSの開発及び販売

③ 重要な関係会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Turbolinux China Co.,Ltd.	361万 米ドル	49.0%	LinuxOSの開発及び販売

④ 企業結合の経過

1. ゼンド・ジャパン株式会社につきましては、平成18年4月25日に現金買収により株式を取得し、当社の子会社となりました。
2. レーザーファイブ株式会社につきましては、平成18年8月1日に株式交換により株式を取得し、当社の子会社となりました。
3. Turbolinux India Private Ltd. につきましては、当事業年度において当社の子会社として設立されました。

(4) 対処すべき課題

当社は、主として携わっておりましたソフトウェア販売において、損益分岐点売上高となる収益を平成16年12月期において確保し、基本となる収益力が安定したことを見届けた上で、更なる収益の確保を図るため、OS単独の製品構成に留まらず、OSとアプリケーションとの近接した領域、OSとハードウェアとの近接した領域において積極的にビジネス展開をすすめてまいりました。

当連結会計期間においては、当社の親会社である株式会社ライブドアに関するいわゆるライブドア事件によって営業活動が極めて困難な状況に陥り、新たに予定しておりましたビジネスについて提携予定先より事業開始時期の延期要請があったり、また失注となるものがあり、期初に見込んでおりました計画に達することができませんでした。

しかしながら、OSとアプリケーションとの近接した領域、OSとハードウェアとの近接した領域での製品ラインナップの拡大、事業提携の推進については、なおもって当社の今後の柱となる重要な戦略であると認識しており、収益力回復の源泉となるものと考えております。また、同時にアジアを中心とした海外展開による地理的カバレッジの拡大についても重要な戦略であると認識しております。

このような状況を受け、対処すべき課題を次の通り改めて設定いたしました。

① 資本関係の見直し

株式会社ライブドアは、平成18年12月31日現在で当社株式の62.36%を有する大株主であります。当社は同社とは独立したコーポレートガバナンス体制を確立しており、当社独自の経営方針によって活動を行っております。しかしながら、いわゆるライブドア事件によって当社も風評を受け、営業面で大きな制約を受けることとなりました。

そのような中であって当社は、当社の信用状況に何ら問題が無い点や当社の独立性について説明を行い、粘り強く信用回復に努めてまいりました。

なお、当社は株式会社ライブドアの子会社であり続けることを絶対的な前提とは考えておりません。当社は、株主価値の最大化を重要なものと考えておりますが、今後の当社をとりまく状況によっては株主価値最大化の

観点から資本構成に変化が必要であると考えております。

② 新しい製品・サービスの展開

先に掲げましたOSとアプリケーションとの近接した領域、OSとハードウェアとの近接した領域での製品ラインナップの拡大、事業提携の推進においては、OSベンダーであることの強みを活かすことにより、他のソフトウェア開発企業との差別化を図りたいと考えております。当事業年度において当社がゼンド・ジャパン株式会社及びレーザーファイブ株式会社を子会社化いたしましたのは、この戦略の一環であり、今後の収益向上のためには両社を適切にコントロールし、シナジー効果の創出に努める必要があると考えております。

③ 海外事業の展開

当社は製品ラインナップの拡大と同時に、地理的カバレッジの拡大も重要であると考えており、アジア市場、殊にインド、東南アジアにおける確固たる地位の確立が重要であると考えております。

このための方策として、インドにおける子会社を設立いたしました。同社については、販売の拠点であると同時に開発の拠点としても位置づけており、当社グループの競争力向上に資するものと考えております。

また、当社は東南アジア各国についても事業展開を予定しております。

(5) 主要な事業内容（平成18年12月31日現在）

事業内容	主要製品
Linux プロダクト事業	○当社、Turbolinux India Private Ltd. サーバ及びクライアント向けLinuxOSの開発・販売、サポート
ソリューション事業	○レーザーファイブ株式会社 組込みLinux・ネットセキュリティ事業 ○ゼンド・ジャパン株式会社 PHPソリューション事業

(6) 主要な営業所等 (平成18年12月31日現在)

当社	本社：東京都渋谷区
ゼンド・ジャパン株式会社	本社：東京都渋谷区
レーザーファイブ株式会社	本社：東京都文京区
Turbolinux India Private Ltd.	本社：インド国ハルヤナ州

(7) 使用人の状況 (平成18年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
81 (1) 名	- (-) 名

(注) 使用人数は従業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
37 (1) 名	4 (1) 名増	34.6歳	3.23年

(注) 使用人数は従業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成18年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	28,334千円

(注) 当社子会社であるレーザーファイブ株式会社による借入であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式に関する事項（平成18年12月31日現在）

① 発行可能株式総数 普通株式 348,000株

② 発行済株式の総数 普通株式 92,515株

(注) 1. 平成18年8月1日付でレーザーファイブ株式会社と株式交換を行ったため、発行済株式の総数は2,202株増加いたしました。

2. 当事業年度中において、新株予約権の行使により発行済株式の総数は3,313株増加いたしました。

③ 株主数 7,405名

④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
株 式 会 社 ラ イ ブ ド ア	57,700株	62.36%

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成18年12月31日現在）

旧商法の規定に基づき発行した新株予約権は以下のとおりであります（平成18年12月31日現在）。

イ. 第1回新株予約権（平成16年5月19日取締役会決議）

- ・新株予約権の数

300個（新株予約権10個につき1株）

- ・新株予約権の目的である株式の数

30株

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 1,300円

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

1株当たり 6,500円

- ・新株予約権を行使することができる期間

平成18年5月18日から平成26年5月17日まで

- ・新株予約権の行使の条件

権利行使時において、当社の役員または従業員であること。

- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保 有 者 数
取 締 役 (社外取締役を除く)	300個	30株	1名

ロ. 第2回新株予約権（平成16年8月31日取締役会決議）

- ・新株予約権の数
1,000個（新株予約権10個につき1株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
100株
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 1,300円
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 6,500円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成18年5月18日から平成26年5月17日まで
- ・新株予約権の行使の条件
権利行使時において、当社の役員または従業員であること。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	1,000個	100株	1名

ハ. 第3回新株予約権（平成16年8月31日取締役会決議）

- ・新株予約権の数
58,170個（新株予約権10個につき1株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
5,817株
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 1,300円
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 6,500円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成18年8月30日から平成26年8月29日まで
- ・新株予約権の行使の条件
権利行使時において、当社の役員であること。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	58,170個	5,817株	3名

二. 第7回新株予約権（平成17年5月10日取締役会決議）

- ・新株予約権の数
120個（新株予約権1個につき1株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
120株
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 65,000円
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 32,500円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成19年5月10日から平成27年5月9日まで
- ・新株予約権の行使の条件
権利行使時において、当社の役員または従業員であること。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	120個	120株	1名

ホ. 第8回新株予約権（平成18年4月27日取締役会決議）

- ・新株予約権の数
650個（新株予約権1個につき1株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
650株
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 236,871円
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 118,436円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成20年3月27日から平成28年3月26日まで
- ・新株予約権の行使の条件
権利行使時において、当社の役員または従業員であること。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	410個	410株	2名
社外取締役	100個	100株	1名
監査役	140個	140株	3名

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
旧商法の規定に基づき発行した新株予約権は以下のとおりであります（平成18年
12月31日現在）。

第8回新株予約権（平成18年4月27日取締役会決議）

- ・新株予約権の数
1,550個（新株予約権1個につき1株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
1,550株
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 236,871円
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 118,436円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成20年3月27日から平成28年3月26日まで
- ・新株予約権の行使の条件
権利行使時において、当社の役員または従業員であること。
- ・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	交 付 者 数
当 社 使 用 人	1,190個	1,190株	2名
子会社出向役員及び使用人	360個	360株	9名

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成18年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況
代 表 取 締 役 社 長	矢 野 広 一	営業本部長 ゼンド・ジャパン(株)代表取締役会長
取 締 役 技 術 統 括	谷 口 剛	技術本部長
取 締 役 財 務 統 括	岡 田 光 信	経営企画管理本部長
取 締 役	平 松 庚 三	(株)ライブドア代表取締役
常 勤 監 査 役	鈴 木 秀 亮	
監 査 役	延 原 清 一	(株)アイ・ピー・ティ代表取締役
監 査 役	牧 辰 人	公認会計士

- (注) 1. 取締役平松庚三氏は、社外取締役であります。
2. 監査役全員名は、社外監査役であります。
3. 平成18年3月27日開催の第12期定時株主総会において、取締役に平松庚三氏並びに監査役に延原清一氏及び牧辰人氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
4. 取締役羽田寛氏は、平成18年3月27日に任期満了により退任しております。
5. 監査役大橋俊二氏は、平成18年3月27日に辞任しております。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	5名	36,050千円
監 査 役	4名	9,222千円
合 計	9名	45,272千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成17年3月30日開催の第11期定時株主総会決議において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成17年3月30日開催の第11期定時株主総会決議において年額72百万円以内と決議いただいております。
4. 期末現在の人員は、取締役4名、監査役3名であります。取締役の支給人員と相違しているのは、当事業年度中に取締役及び監査役について交代が発生していることによるものであります。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 仰星監査法人

仰星監査法人は、東京北斗監査法人が平成18年10月1日をもって監査法人芹沢会計事務所と合併し、名称を変更したものであります。

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- a. 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 8,649千円
- b. 公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の報酬等の額 一千円

② 当社及び当社の連結子会社が支払うべき金銭その他財務上の利益の合計額

8,649千円

連結貸借対照表

(平成18年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,135,136	流 動 負 債	132,892
現金及び預金	467,582	買掛金	31,200
売掛金	302,709	1年内返済予定長期借入	9,996
有価証券	200,000	未払法人税等	2,260
たな卸資産	38,555	返品調整引当金	568
前渡金	104,383	その他	88,866
その他	23,126		
貸倒引当金	△1,221		
固 定 資 産	468,757	固 定 負 債	18,338
有 形 固 定 資 産	48,366	長期借入金	18,338
建物及び構築物	33,331		
工具器具備品	13,061		
その他	1,973	負 債 合 計	151,230
無 形 固 定 資 産	296,768	純 資 産 の 部	
商標権	42,637	株 主 資 本	1,421,536
ソフトウェア	67,336	資本金	789,734
のれん	176,099	資本剰余金	773,724
その他	10,694	利益剰余金	△141,922
投資その他の資産	123,622	評価・換算差額等	6,869
投資有価証券	30,078	為替換算調整勘定	6,869
関係会社長期未収入金	33,808	少数株主持分	25,986
その他	64,519		
貸倒引当金	△4,783	純 資 産 合 計	1,454,392
繰 延 資 産	1,729		
株式交付費	1,729	負 債 純 資 産 合 計	1,605,623
資 産 合 計	1,605,623		

連結損益計算書

(平成18年1月1日から
平成18年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		920,078
売上原価		395,369
売上総利益		524,708
返品調整引当金繰入額		568
差引売上総利益		524,140
販売費及び一般管理費		681,524
営業損失		157,383
営業外収益		
受取利息	520	
持分法投資利益	5,731	
貸倒引当金戻入益	431	
販売奨励金	1,435	
受取家賃	1,087	
その他の	2,920	12,126
営業外費用		
支払利息	204	
たな卸資産評価損	6,831	
為替差損	42	
株式交付費償却額	1,946	
貸倒引当金繰入額	23	
その他の	24	9,073
経常損失		154,330
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	4,760	
貸倒損失	9,654	
事務所移転費用	2,685	
臨時たな卸資産評価損	18,359	
長期前払ロイヤリティ臨時償却	8,094	
ソフトウェア臨時償却	17,308	
その他の	2,592	63,454
税金等調整前当期純損失		217,785
法人税、住民税及び事業税	1,219	
過年度法人税、住民税及び事業税	660	1,879
少数株主損失		10,210
当期純損失		209,454

連結株主資本等変動計算書

（平成18年1月1日から
平成18年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算 差 額 等	少 数 株 主 持 分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株 主 資 本 合 計	為 替 換 算 調 整 勘 定		
平成17年12月31日残高	767,500	537,500	67,531	1,372,531	2,987	—	1,375,519
連結会計年度中の変動額							
新株予約権の行使に伴う新株の発行	22,234	22,234		44,469			44,469
株式交換に伴う新株の発行		213,990		213,990			213,990
当期純損失			△209,454	△209,454			△209,454
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					3,882	25,986	29,868
連結会計年度中の変動額合計	22,234	236,224	△209,454	49,004	3,882	25,986	78,873
平成18年12月31日残高	789,734	773,724	△141,922	1,421,536	6,869	25,986	1,454,392

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 3社
- ・連結子会社の名称
ゼンド・ジャパン株式会社
レーザーファイブ株式会社
Turbolinux India Private Ltd.

ゼンド・ジャパン株式会社は株式の取得により、レーザーファイブ株式会社は株式交換により、Turbolinux India Private Ltd. は設立により、それぞれ当連結会計年度において子会社としたことから当連結会計年度より連結子会社に含めることとしました。

非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ・持分法適用の関連会社の数 1社
- ・持分法適用の関連会社の名称 Turbolinux China Co., Ltd.
持分法を適用していない関連会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Turbolinux India Private Ltd. の決算日は3月31日となっております。連結財務諸表作成にあたっては、連結決算日時点で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

ゼンド・ジャパン株式会社及びレーザーファイブ株式会社につきましては、それぞれ4月1日、9月30日をみなし取得日として連結財務諸表を作成しております。なお、両社ともに決算期を3月31日から当社と同じ12月31日に変更しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・満期保有目的債券 償却原価法（定額法）
- ・その他有価証券
時価の無いもの 移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

- ・商品 先入先出法による原価法
- ・製品 先入先出法による原価法
- ・材料 先入先出法による原価法
- ・仕掛品 個別法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～15年

工具器具備品 3～15年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と見込販売期間（3年）に基づく均等償却額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 返品調整引当金

製品の返品による損失に備えるため、過去の返品実績率に基づく返品損失見込額を計上しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

⑥ 収益の計上基準

取引先の検収を要する受託業務については、検収基準を採用しております。製品の提供につきましては、出荷基準を採用しております。

⑦ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑧ 他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっておりません。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

(6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんは、10年間で均等償却しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 69,829千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式	当連結会計年度末の株式数
普通株式	87,000株	5,515株	一株	92,515株
合計	87,000株	5,515株	一株	92,515株

(注) 普通株式数の増加のうち、3,313株は新株予約権の行使によるものであり、2,202株はレーザーファイブ株式会社との株式交換により発行されたものであります。

(2) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）

の目的となる株式の種類及び数

普通株式 7,797株

4. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 15,439円72銭

(2) 1株当たり当期純損失金額 2,354円11銭

5. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成19年2月22日開催の取締役会において、平成19年3月9日を払込期日とする第1回転換社債型新株予約権付社債を発行することを決議しております。

○第1回転換社債型新株予約権付社債

- ①社債の総額 1,000,000,000円
- ②払込金額 額面100円につき金100円
- ③償還期限 平成21年3月9日
- ④利率 本社債には利息を付さない

- ⑤転換価額 転換価額は、当初、平成19年3月1日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に1.05を乗じて算出される金額とし、計算の結果、1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。なお、上記の計算の結果算出される金額が144,500円を下回るときは、当初の転換価額は144,500円とする。
- ⑥募集の方法 第三者割当の方法により、全額を日興シティグループ証券株式会社に割り当てる。
- ⑦資金の使途 手取概算額994百万円については、「wizpy」の本格的な製造、販売開始のための運転資金に充当する予定であります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年3月1日

ターボリナックス株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 南 成人 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 中川 隆之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ターボリナックス株式会社の平成18年1月1日から平成18年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ターボリナックス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は転換社債型新株予約権付社債を発行している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書

当監査役会は、平成18年1月1日から平成18年12月31日までの連結会計年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針及び監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針及び監査計画に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該連結会計年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年3月9日

ターボリナックス株式会社 監査役会
常勤監査役 鈴木 秀亮 ㊟
（社外監査役）
社外監査役 延原 清一 ㊟
社外監査役 牧 辰人 ㊟

（注）監査役鈴木秀亮、延原清一及び牧辰人は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成18年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	981,302	流動負債	102,649
現金及び預金	346,147	買掛金	23,576
売掛金	230,436	未払金	8,764
有価証券	200,000	未払費用	30,297
商品	2,451	未払法人税等	1,990
製品	7,263	前受金	32,417
材料	5,159	預り金	3,737
仕掛品	6,425	返品調整引当金	568
前渡金	10,568	その他	1,298
前払費用	4,081		
関係会社短期貸付金	150,000	負債合計	102,649
未収消費税	6,829		
その他	12,166		
貸倒引当金	△227		
固定資産	568,081		
有形固定資産	37,268		
建物附属設備	33,184		
工具器具備品	4,084		
無形固定資産	69,681		
商標権	42,037		
ソフトウェア	13,092		
その他	14,551		
投資その他の資産	461,130		
関係会社株式	379,084		
関係会社長期未収入金	33,808		
差入保証金	16,780		
長期前払費用	36,241		
貸倒引当金	△4,783		
繰延資産	1,729		
株式交付費	1,729		
資産合計	1,551,112	負債純資産合計	1,551,112

損 益 計 算 書

(平成18年1月1日から
平成18年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		686,569
売 上 原 価		230,754
売 上 総 利 益		455,814
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額		568
差 引 売 上 総 利 益		455,246
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		593,517
営 業 損 失		138,271
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,761	
有 価 証 券 利 息	110	
為 替 差 益	281	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	431	
販 売 奨 励 金	387	
業 務 受 託 料 収 入	4,420	
そ の 他	324	9,716
営 業 外 費 用		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	23	
株 式 交 付 費 償 却 額	1,946	
た な 卸 資 産 評 価 損	6,831	
そ の 他	24	8,826
経 常 損 失		137,381
特 別 損 失		
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	4,760	
臨 時 た な 卸 資 産 評 価 損	18,359	
ソ フ ト ウ ェ ア 臨 時 償 却	17,308	
長 期 前 払 ロ イ ヤ リ ティ 臨 時 償 却	8,094	
そ の 他	3,165	51,688
税 引 前 当 期 純 損 失		189,069
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	950	
過 年 度 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	660	1,610
当 期 純 損 失		190,679

株主資本等変動計算書

（平成18年1月1日から
平成18年12月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金		
					繰 越 剰 余 金	利 益 剰 余 金	
平成17年12月31日 残高	767,500	537,500	-	537,500	75,683	1,380,683	
事業年度中の変動額							
新株予約権の行使に伴う新株の発行	22,234	22,234	-	22,234	-	44,469	
株式交換に伴う新株の発行	-	105,293	108,696	213,990	-	213,990	
当期純損失	-	-	-	-	△190,679	△190,679	
事業年度中の変動額合計	22,234	127,528	108,696	236,224	△190,679	67,779	
平成18年12月31日 残高	789,734	665,028	108,696	773,724	△114,996	1,448,463	

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------------------|-------------|
| ① 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② 満期保有目的債券 | 償却原価法（定額法） |
| ③ その他有価証券
時価の無いもの | 移動平均法による原価法 |

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|------|-------------|
| ・商品 | 先入先出法による原価法 |
| ・製品 | 先入先出法による原価法 |
| ・材料 | 先入先出法による原価法 |
| ・仕掛品 | 個別法による原価法 |

(会計方針の変更)

製品の評価方法は、従来、個別法に基づく原価法を採用しておりましたが、今後の取扱品種の拡大により個別法による評価が困難となることを見込まれることから、先入先出法に基づく原価法に変更いたしました。

なお、この変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

材料の評価方法は、従来、最終仕入原価法を採用しておりましたが、材料の重要性が増してきたことから、先入先出法に基づく原価法に変更いたしました。

なお、この変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

(3) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|----------|---|
| ① 有形固定資産 | 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物附属設備 8～15年
工具器具備品 3～15年 |
| ② 無形固定資産 | 定額法を採用しております。ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と見込販売可能期間（3年）に基づく均等償却額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 |

③ 長期前払費用 長期前払ロイヤリティは、使用料相当額を費用へ振りかえております。

(4) 繰延資産の処理方法
株式交付費 3年間で均等償却しております。
(会計方針の変更)

「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号）を当事業年度から適用しております。前事業年度まで、繰延資産の部において表示しておりました「新株発行費」は、当事業年度から「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」により「株式交付費」として表示しております。

また、前事業年度まで、営業外費用に表示しておりました「新株発行費償却額」は、当事業年度から「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」により「株式交付費償却額」として表示しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務の資産及び負債については、決算日の為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 返品調整引当金 商品及び製品の返品による損失に備えるため、過去の返品実績率に基づく返品損失見込額を計上しております。

(追加情報)

従来、製品の返品に伴う損失は返品を受けた期の売上高の控除として処理しておりましたが、金額的に重要性が増してきたため、当事業年度から過去の返品実績率に基づく返品損失見込額を返品調整引当金として計上する方法に変更いたしました。この結果、従来の方法による場合に比べ、差引売上総利益が568千円減少し、営業損失及び経常損失、税引前当期純損失が568千円増加しております。

(7) 収益の計上基準

取引先の検収を要する受託業務については、検収基準を採用しております。製品の提供につきましては、出荷基準を採用しております。

(8) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりま

す。

- (9) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっておりません。

- (10) 当事業年度から、「会社計算規則」（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づいて、計算書類を作成しております。

- (11) 会計方針の変更

（企業結合に係る会計基準）

当事業年度から「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号）並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

（固定資産の減損に係る会計基準）

当事業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、1,448,463千円であります。

なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、「会社計算規則」（平成18年2月7日 法務省令第13号）により作成しております。

（ストックオプション等に関する会計基準等）

当事業年度から「ストックオプション等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号）及び「ストックオプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第11号）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	54,962千円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
① 短期金銭債権	275,631千円
② 長期金銭債権	33,808千円
③ 短期金銭債務	21,382千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	7,484千円
仕入高	8,585千円
営業取引以外の取引による取引高	7,839千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	425千円
減価償却費超過額	23,268千円
貸倒引当金	2,039千円
たな卸資産評価損	10,252千円
繰越欠損金	120,966千円
その他	956千円
繰延税金資産小計	157,909千円
評価性引当金	△157,909千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	－千円
繰延税金資産（負債）の純額	－千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

- (1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具器具備品（千円）	2,939	1,585	1,354
合計（千円）	2,939	1,585	1,354

- (2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

1年内	572千円
1年超	1,558千円
合計	2,131千円

- (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	663千円
減価償却費相当額	982千円
支払利息相当額	118千円

- (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- (5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 15,656円52銭
(2) 1株当たり当期純損失金額 2,143円09銭

8. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成19年2月22日開催の取締役会において、平成19年3月9日を払込期日とする第1回転換社債型新株予約権付社債を発行することを決議しております。

○第1回転換社債型新株予約権付社債

- ①社債の総額 1,000,000,000円
②払込金額 額面100円につき金100円
③償還期限 平成21年3月9日
④利率 本社債には利息を付さない
⑤転換価額 転換価額は、当初、平成19年3月1日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、

その日に先立つ直近日の終値)に1.05を乗じて算出される金額とし、計算の結果、1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。なお、上記の計算の結果算出される金額が144,500円を下回るときは、当初の転換価額は144,500円とする。

- ⑥募集の方法 第三者割当の方法により、全額を日興シティグループ証券株式会社に割り当てる。
- ⑦資金の使途 手取概算額994百万円については、「wizpy」の本格的な製造、販売開始のための運転資金に充当する予定であります。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年3月1日

ターボリナックス株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	南	成人	Ⓔ
代表社員 業務執行社員	公認会計士	中川	隆之	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ターボリナックス株式会社の平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は転換社債型新株予約権付社債を発行している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針及び監査計画に従い、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第150条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年3月9日

ターボリナックス株式会社 監査役会

常勤監査役 鈴木 秀亮 ㊟
(社外監査役)

社外監査役 延原 清一 ㊟

社外監査役 牧 辰人 ㊟

(注) 鈴木秀亮、延原清一及び牧辰人は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされる事項につきまして、その内容を反映する規定の新設または変更を行うものであります。（変更案第4条、第7条及び第9条）
- (2) 定款上で引用する旧商法上の条文を会社法の相当条文に変更するとともに、定款上の用語・表現につきまして、会社法で使用される用語・表現に合わせ変更するものであります。
- (3) 会社法に新たに規定された以下の制度を採用するため、それぞれ所要の変更を行うものであります。
 - ① 株主総会参考書類等について、法務省令で定めるところに従いインターネットにより開示することにより株主の皆様へ提供することができるよう、その旨の規定を設けるものであります。（変更案第13条）
 - ② 株主総会における議決権の代理行使を行う代理人の人数を定めるものであります。（変更案第17条）
 - ③ 必要に応じ取締役会を機動的に行うことを可能とするため、一定要件を満たした場合に取締役会の書面決議が可能とする旨の規定を設けるものであります。（変更案第26条）
 - ④ 社外監査役として適任者を迎え、また社外監査役がその期待される職務を適切に遂行し得るように、社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けるものであります。（変更案第39条）

会社法第427条第1項の規定に基づき会計監査人との間で責任限定契約の締結が可能となる旨の規定を新設するものであります。併せて、会社法第426条第1項の規定による会計監査人の責任免除の規定を新設するものであります。（変更案第43条）

なお、本件規定を含む本議案の本総会への提出については、監査役会の監査役全員一致による同意を得ております。
- (4) 上記変更に伴い、一部字句の修正や条数の調整等、規定の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第4条 (公告の方法) 当会社の公告は、電子公告により行う。 <u>ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条 (発行する株式の総数) 当会社の発行する株式の総数は、348,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第6条 (自己株式の取得) 当会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の定めにより、取締役会決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>第7条 (名義書換代理人) 当会社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u> ②名義書換代理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって選定する。</u></p>	<p>第4条 (機関) <u>当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 取締役会</u> <u>2 監査役</u> <u>3 監査役会</u> <u>4 会計監査人</u> <p>第5条 (公告方法) 当会社の公告は、電子公告により行う。 <u>但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は、348,000株とする。</p> <p>第7条 (株券の発行) <u>当会社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第8条 (自己の株式の取得) 当会社は、<u>会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会決議をもって市場取引等によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第9条 (株主名簿管理人) 当会社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>③当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、端株原簿の記載及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、</u>当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第8条（株式取扱規程） <u>当会社の発行する株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、端株原簿の記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する手続き及びその手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第9条（基準日） <u>当会社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> <u>②前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第10条（招集の時期） 当会社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p>	<p>③当会社の株主名簿、<u>実質株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、</u>当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第10条（株式取扱規程） 当会社の株式に関する<u>取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条（招集の時期） 当会社の定時株主総会は、<u>毎事業年度末日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第11条（株主総会開催地） 当会社の株主総会は、東京都及び全国都道府県の県庁所在地のいずれかをその開催地とする。</p> <p>第12条（招集権者及び議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第13条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数で行なう。</p>	<p>第12条（定時株主総会の基準日） <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主（実質株主を含む。以下同じ。）に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第14条（株主総会開催地） 当会社の株主総会は、東京都及び全国都道府県の道府県庁所在地のいずれかをその開催地とする。</p> <p>第15条（招集者及び議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第16条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>

現行定款	変更案
<p>②商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行なう。</u></p> <p>第14条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>②株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第15条（議事録） 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行なう。</p> <p>②株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第16条（員数） 当会社の取締役は10名以内とする。</p> <p>第17条（選任方法） 取締役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>②取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u></p> <p>③取締役の選任決議は、<u>累積投票によらない。</u></p>	<p>②会社法第309条第2項の定めによる特別決議は、<u>議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第17条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>②株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第18条（議事録） 株主総会の議事は、<u>その経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録する。</u></p> <p>②株主総会の議事録は、その原本を決議の日から<u>10年間</u>本店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条（員数） 当会社の取締役は、<u>10名</u>以内とする。</p> <p>第20条（選任方法） (削除) 取締役の選任決議は、<u>株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>②前項の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第18条（取締役の任期） <u>取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>②補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u> （第24条から移動）</p> <p>第19条（取締役の責任免除） 当会社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>②当会社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間で、同条第1項第5号の行為による賠償責任に関し、同条第19項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第20条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> <u>②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>第21条（取締役の任期） <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> （削除）</p> <p>第22条（代表取締役及び役付取締役） <u>取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。代表取締役は、各自会社を代表する。</u> <u>②取締役会は、その決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長若干名を置くことができる。</u> （第30条へ移動）</p> <p>第23条（取締役会の招集者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> <u>②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第21条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。 <u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第22条（取締役会の決議方法） （新設）</p> <p>取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行なう。</u> （新設） （新設）</p> <p>第23条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、<u>これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行なう。</u></p>	<p>第24条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。<u>但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第25条（取締役会の決議方法） <u>法令又は本定款に別段の定めのある場合を除き、決議に加わることのできる取締役の過半数をもって取締役会の定足数とする。</u> ②取締役会の決議は、<u>取締役会規程で別段の定めのある場合を除き、出席取締役の過半数をもってこれを行う。</u> ③決議する事項につき特別の利害関係を有する取締役は、決議に参加することができない。</p> <p>第26条（取締役会の決議の省略） <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>第27条（取締役会の議事録） 取締役会の議事は、その経過の要領及びその結果ならびに<u>その他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、議長ならびに出席した取締役及び監査役がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>②取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第24条 (代表取締役及び役付取締役) <u>取締役会の決議をもって取締役社長1名を選任し、これを代表取締役とする。</u> <u>取締役社長は会社を代表し、会社の業務を統轄する。</u> <u>取締役会の決議をもって取締役社長のほかに代表取締役に選任することができる。</u></p> <p>第25条 (報酬及び退職慰労金) <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u> (第19条から移動)</p>	<p>②取締役会の議事録は、その原本を議事の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>第28条 (取締役会規程) <u>取締役会に関する事項については、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。</u> (第22条へ移動)</p> <p>第29条 (取締役の報酬等) <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>第30条 (取締役の責任免除) <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する取締役 (取締役であったものを含む。) の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> ②当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項に定める取締役の責任について損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第26条（員数） 当会社の監査役は6名以内とする。</p> <p>第27条（選任方法） 監査役は、株主総会において選任する。 ②監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u></p> <p>第28条（補欠監査役の選任） <u>当会社は、法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。</u> ②補欠監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> ③第1項の定めによる予選の効力は、<u>当該選任のあった株主総会后最初に開催される定時株主総会の時までとする。</u></p> <p>第29条（監査役の任期） 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ②補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第31条（員数） 当会社の監査役は、<u>6名以内とする。</u></p> <p>第32条（選任方法） （削除） 監査役の選任決議は、<u>株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> （削除） （削除） （削除） （削除）</p> <p>第33条（監査役の任期） 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u> ③<u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>③前条第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、<u>その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第30条（常勤の監査役） 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>第31条（監査役の責任免除） 当会社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>第32条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。<u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>第34条（監査役会の議事録） 監査役会の議事の経過の要領及びその結果については、<u>これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>第35条（監査役会規程） 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>④前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第34条（常勤監査役） 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> (第39条へ移動)</p> <p>第35条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。<u>但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>第36条（監査役会の議事録） 監査役会の議事は、<u>その経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>第37条（監査役会規程） 監査役会に関する事項については、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。</p>

現行定款	変更案
<p>第36条（報酬及び退職慰労金） <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u> （第31条より移動）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第38条（監査役の報酬等） <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>第39条（監査役の責任免除） <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> ②<u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項に定める監査役の責任について損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第40条（選任） <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>第41条（任期） <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、任期が満了する定時株主総会において、別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>第42条（会計監査人の報酬等） <u>会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第37条 (営業年度及び決算期) 当社の営業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とし、毎年12月31日を決算期とする。</p> <p>第38条 (利益配当金) 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者、及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</p> <p>第39条 (中間配当) 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者、及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、<u>中間配当を行なう</u>ことができる。</p>	<p>第43条 (会計監査人の責任限定契約) <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、同法第423条第1項に定める会計監査人の責任について損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第44条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。</p> <p>第45条 (期末配当) 当社は株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し<u>金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</u></p> <p>第46条 (中間配当) 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を</u>することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第39条（配当金の除斥期間）</p> <p><u>利益配当金及び中間配当金</u>は、支払開始の日から満3年を経過しても<u>なお</u>受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第47条（期末配当金等の除斥期間）</p> <p><u>期末配当金及び中間配当金</u>が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>②未払の期末配当金及び中間配当金には、利息をつけないものとする。</p>

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため取締役を1名増員することとし、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
1	矢野 広一 (昭和37年1月18日生)	昭和60年4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社 平成6年2月 日本オラクル(株)入社 平成12年6月 ミラクルリナックス(株)代表取締役社長 平成12年10月 当社代表取締役社長 平成18年3月 当社代表取締役社長兼CEO（現任） 【他の法人等の代表状況】 ゼンド・ジャパン(株)代表取締役会長	一株
2	谷口 剛 (昭和38年3月24日生)	平成5年5月 (株)アークブレイン入社 平成12年3月 当社入社 平成15年6月 当社取締役 平成17年3月 当社代表取締役技術統括 平成18年3月 当社取締役技術統括兼CTO（現任）	660株
3	中澤 秀俊 (昭和34年2月27日生)	昭和56年4月 富士ゼロックス(株)入社 平成15年5月 (株)クレストック営業開発部長 平成16年3月 同社ソリューション事業部長 平成17年9月 (株)クレストックソリューションズ常務取締役 平成18年9月 当社入社、営業本部長（現任）	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
4	平松 庚三 (昭和21年1月6日生)	<p>平成12年11月 インテュイット株式会社(現弥生株式会社) 代表取締役社長</p> <p>平成17年3月 株式会社ライブドア執行役員上級副社長</p> <p>平成18年1月 同社執行役員社長(現任)</p> <p>平成18年3月 当社取締役(現任)</p> <p>平成18年6月 株式会社ライブドア代表取締役社長(現任)</p> <p>[他の法人等の代表状況] 株式会社ライブドア代表取締役社長</p>	一株
5	延原 清一 (昭和28年2月21日生)	<p>昭和56年10月 (株)アイ・エス・エイ入社</p> <p>昭和63年5月 (株)アイ・ビー・ティ設立、取締役</p> <p>平成2年5月 同社代表取締役(現任)</p> <p>平成11年11月 (株)エルミックシステム取締役(現任)</p> <p>平成14年12月 武漢大学客員教授(現任)</p> <p>平成16年4月 大阪府海外アドバイザー(現任)</p> <p>平成17年3月 中国瀋陽市IT産業経済貿易顧問(現任)</p> <p>平成18年3月 当社監査役(現任)</p> <p>平成18年3月 岩手県産業創造アドバイザー(現任)</p> <p>[他の法人等の代表状況] (株)アイ・ビー・ティ代表取締役</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 平松庚三、延原清一の両氏は、社外取締役候補者であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役延原清一は、第2号議案の承認を前提として本総会終結の時をもって監査役を辞任し、取締役への就任を予定しております。つきましては、監査機能の一層の強化を図るための増員として、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
1	岡田 光信 (昭和48年3月27日生)	平成9年4月 大蔵省(現財務省)入省 平成13年7月 マッキンゼー・アンド・カンパニー社入社 平成16年8月 当社取締役 平成17年1月 当社取締役経営企画管理本部長 平成17年3月 当社代表取締役財務統括 平成18年3月 当社取締役財務統括兼CFO(現任) 平成19年2月 かざかコモディティ(株)代表取締役社長(現任) [他の法人等の代表状況] かざかコモディティ(株)代表取締役社長	673株
2	渡邊 肇 (昭和22年11月30日生)	昭和51年10月 日本アイ・ビー・エム(株)入社 平成7年1月 同社首都圏ゼネラルビジネス事業部長 平成12年6月 (株)SRA取締役 平成14年9月 当社代表取締役会長 平成15年4月 (株)SRA取締役マーケティングカンパニープレジデント兼マーケティングカンパニー戦略推進室長 平成16年4月 同社常務取締役 平成17年4月 同社取締役マーケティングカンパニープレジデント	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

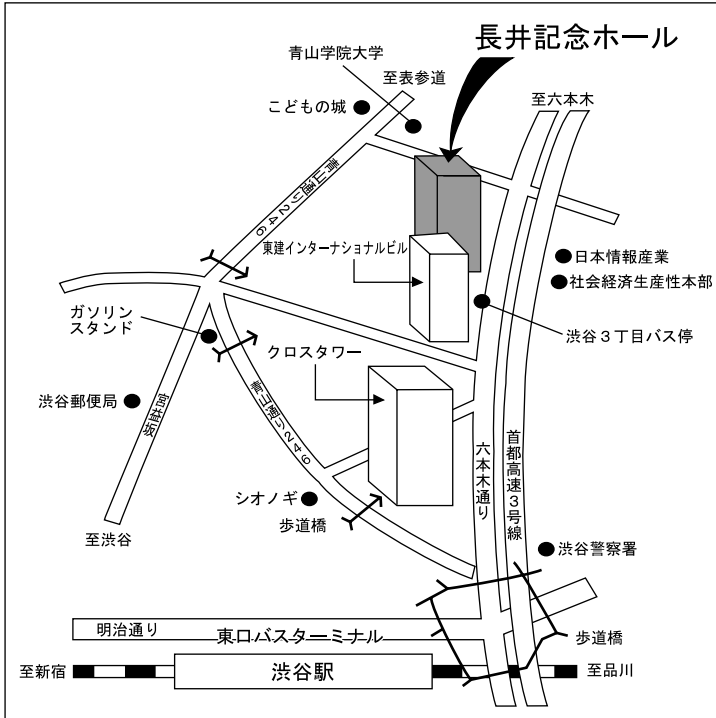
以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区渋谷二丁目12番15号

日本薬学会 長井記念館地下2階 長井記念ホール

TEL 03-3406-3326



- 交通 ◆鉄 道：J R 山手線、東急東横線、東急田園都市線、京王井の頭線、東京メトロ銀座線・半蔵門線の渋谷駅下車
- ◆徒 歩：J R 渋谷駅東口より、六本木方面へ首都高速3号線沿いに8分
- ◆都バス：J R 渋谷駅東口、「学03日赤医療センター行き」1つ目「渋谷3丁目」下車すぐ